

交付対象者

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

交付対象者			確認書類	
身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級	身体障害者手帳	
	聴覚障害	2・3級		
	平衡機能障害	3・5級		
	肢体不自由	上肢		1・2級
		下肢		1・2・3・4・5・6級
		体幹		1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1・2級
移動機能		1・2・3・4・5・6級		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害	1・3・4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1・2・3・4級			
知的障害者	障害程度がAの者	療育手帳		
精神障害者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 登録者証の交付を受けている者	特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 登録者証及び身分証明書（運転免許証等）		
高齢者等	要介護1以上の者	介護保険被保険者証		
妊産婦	母子健康手帳取得の者	母子健康手帳		
傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載のある者	医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」こと記載必要）及び身分証明書（運転免許証等）		
その他歩行が困難な方	知事が認める者	※県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。		

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ① 申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
 - ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
 - ③ 利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります。）。
- ※ 申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。
- ※ 代理申請も可能です。その場合は、必ず申請者の承諾を得たうえ、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。
- ※ 窓口申請が難しい場合は、県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。

申請窓口

【県】受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00から17:00まで

窓口名	所在地	電話番号
兵庫県庁 福祉部 ユニバーサル推進課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	(078) 362-4379 (直通) (078) 362-9040 (FAX)
神戸県民センター 県民躍動室・県民課	神戸市長田区二葉町 5-1-32	(078) 647-9090
芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課	芦屋市公光町 1-23	(0797) 26-8151
宝塚健康福祉事務所 福祉課	宝塚市東洋町 2-5	(0797) 61-5176
加古川健康福祉事務所 監査・地域福祉課（加古川総合庁舎）	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(079) 421-1101 (代表) (079) 421-9296 (直通)
加東健康福祉事務所 監査・福祉課（社総合庁舎）	加東市社字西柿 1075-2	(0795) 42-5111 (代表) (0795) 42-9361 (直通)
中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課（姫路総合庁舎）	姫路市北条 1-98	(079) 281-9768
龍野健康福祉事務所 生活福祉課（龍野庁舎）	たつの市龍野町富永 1311-3	(0791) 63-5138
豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課（豊岡総合庁舎）	豊岡市幸町 7-11	(0796) 23-1001 (代表) (0796) 26-3669 (直通)
新温泉健康福祉事務所 生活福祉課	美方郡新温泉町三谷 389-1	(0796) 82-3161
丹波健康福祉事務所 監査・福祉課（柏原総合庁舎）	丹波市柏原町柏原 688	(0795) 72-0500 (代表) (0795) 73-3758 (直通)
洲本健康福祉事務所 監査・福祉課（洲本総合庁舎）	洲本市塩屋 2-4-5	(0799) 22-3541 (代表) (0799) 26-2054 (直通)

【市町】県内全ての市町に申請窓口の設置協力をいただいております。

各市町窓口の詳細については、県ユニバーサル推進課へお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。